

12月定例会 32議案を提案

29年度補正予算など

市議会12月定例会が11月29日に開会。上羽和幸氏(57歳、溝尻町)・公明党議員団を副議長に選出。29年度の一般・特別会計補正予算や条例改正など、市長提案の32議案を審議。原案どおり可決・承認・同意し、12月25日に閉会しました。主な内容は次のとおり。



補正予算

◆一般会計

◆第4号：台風21号により住家に被害を受けた方への見舞金を支給するための経費を追加したもので950万円を増額◆第5号：台風18号と21号による被害を受けた方々への生活再建や農林水産事業者・商工業者の事業再建の支援被災した道路や河川、公共施設の復旧のために措置するもので、

一般会計補正予算の主な内容

事業名	補正額
4号 災害見舞金	950万円
5号	
災害廃棄物処理経費	6,368万円
パイプハウス再建支援事業費補助金	2,600万円
被災担い手農家等経営再建支援事業費補助金	1,400万円
漁業災害復旧支援事業費補助金	4,891万円
中小企業災害復旧事業費補助金	412万円
農地災害復旧事業費	6,070万円
林業施設災害復旧事業費	8,700万円
道路橋りょう災害復旧事業費	2億676万円
河川災害復旧事業費	1億3,827万円
6号	
府知事選挙経費	1,750万円
万願寺甘とう流通改善施設等整備事業費補助金	542万円

11億2,079万円を増額◆第6号：京都府知事選挙に関する経費や万願寺甘とう流通改善施設等整備事業費補助金、農業経営法人化等支援事業費などを追加するもので、7,828万円を増額◆第7号：市職員や市議会議員、特別職の職員の国家公務員に準じた給与改定を実施するもので2,951万円を増額。この結果、予算総額は歳入・歳出いずれも362億5,804万円となりました。

◆特別会計

◆国民健康保険事業会計(第2号)：10万円増額の総額104億5,660万円◆国民健康保険事業会計(第3号)：583万円増額の総額104億6,244万円◆下水道事業会計(第1号)：450万円増額の総額40億8,670万円◆介護保険事業会計(第3号)：1,339万円減額の総額86億8,048万円◆後期高齢者医療事業会計(第1号)：37万円減額の総額12億2,141万円

条例

◆舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員がその養育する子の2歳到達日まで育児休業をすることができると規定
◆舞鶴市印鑑条例の一部改正 同一性障害などに配慮し、印鑑原票の登録事項および印鑑登録証明書に記載事項から男女の別を削除

◆舞鶴市図書館条例の一部改正 図書館協議会設置にあたり、図書館法の規定に基づき委員の任命基準を規定
◆舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 内閣府令の改正に準じ、特定教育・保育施設が行う受給資格などの確認に係る規定を変更
◆舞鶴市老人介護支援センター条例の廃止 老人介護支援センターの事業を地域包括支援センターに集約するために廃止
◆舞鶴市都市公園条例の一部改正 西運動公園の名称を伊佐津川運動公園に変更
◆舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 一般職職員の給与について、国家公務員における取り扱いに準じ、給料表および勤勉手当の支給割合を変更
◆舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正 市長、副市長、および教育長の給与について、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、給与月額を変更するとともに、国家公務員における取り扱いに準じ、期末手当の支給割合を変更

人事

◆監査委員の選任 尾関善之氏(70歳、南田辺)創政クラブ議員団
◆公平委員会委員の選任 足立清治氏(65歳、万願寺)
◆固定資産評価審査委員会委員の選任 加藤喜美子氏(66歳、和江)、波多野将秀氏(65歳、今田)
◆人権擁護委員候補者の推薦 藤村由紀氏(73歳、大波上)、山田敏子氏(69歳、西吉原)

その他

◆指定管理者の指定 ◆南テイスサービスセンター…社会福祉法人大樹会◆加佐テイスサービスセンター…社会福祉法人成光苑◆中テイスサービスセンター…社会福祉法人安寿会いずれも指定期間は平成30年4月1日～35年3月31日
◆工事請負契約 (仮称「舞鶴こども園整備工事」と西浄化センター電機設備工事の請負契約を締結)
◆土地改良事業の施行及び変更 上漆原地区ほか2地区の土地改良事業の施行と丸田地区の土地改良事業の施行区域の変更
◆字の区域及び名称の変更 丸田地区のほ場整備事業の実施にともない、同地区の小字の区域と名称を変更
◆市道路線の認定及び廃止 上安地区の1路線の市道認定と北吸地区の市道2路線の廃止

不登校の児童・生徒への支援

京都府教育委員会認定フリースクール「聖母の小さな学校」との連携



舞鶴市教育委員会



学校以外での学びの場を提供

文部科学省の学校基本調査では、全国の小中学校の不登校児童生徒数が平成9年以来、毎年10万人を超えています。これを受け、不登校の児童・生徒に学校以外での多様な学びの場を提供することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」が昨年2月に施行されました。その中で、学校以外における学習活動の重要性が明記されたことを踏まえ、全国で不登校生が学ぶ民間施設と各自治体との連携が始まっています。



指導員による学習支援(上) カヌー体験の様子(中) 校区の中学校での調理実習(下)

市教育委員会とフリースクールとの連携

フリースクールとは、不登校の児童・生徒に対し、学習活動や教育相談、体験活動などを行っている学校以外の学びの場をいいます。舞鶴市教育委員会では、市内にある京都府教育委員会認定フリースクール「聖母の小さな学校」と平成元年から連携し、互いの利点を生かしながら、不登校対策に取り組んでいます。

昨年度からは、新たに文部科学省・京都府教育委員会の委託事業として、本市教育支援センター「明日葉(あしたば)」と連携し、「明日葉の指導員がフリースクールで授業を行う」「市の教員研修にフリースクールスタッフを講師に招く」「フリースクールの行事に中学校教員が参加する」など積極的に協働し、ほかの地方自治体の参考となるよう「フリースクールと市教育委員会の連携のあり方のモデル化」に努めています。

聖母の小さな学校とは…

- ①不登校の子ども達が安心して学べる学校外の学びの場です
- ②少人数(定員10人)の学校です
- ③主に中・高校生から20歳位までの生徒が在籍し、進学や就職を目指して学んでいます
- ④「聖母の小さな学校」への登校は原籍校の出席扱いになります
- ⑤「聖母の小さな学校」での学びは、原籍校での学習評価の対象になります(通知表に記載)

聖母の小さな学校に関する詳細は、直接下記までお問い合わせください。不登校で悩む児童・生徒、保護者、学校関係者の方は、1人で悩まず、まずはお電話を。

相談先

聖母の小さな学校(市内字上安1697-1) ☎77-0579
市教育支援センター「明日葉」(市内字北吸1055-3) ☎66-2001

活動内容(例)

活動時間	平日の9:30~15:00
9:30~9:50	掃除・ラジオ体操
9:50~10:10	朝の会
10:10~10:40	休み時間(読書など)
10:40~12:00	午前の学び
12:00~13:00	昼食(お弁当持参)
13:00~14:50	午後の学び(休憩含む)
14:50~15:00	終わりの会

主な活動内容

- ◆自然体験(カヌー教室・釣り・野菜作りなど)
- ◆学習(各教科・中国語・茶道・華道など)
- ◆スポーツ(卓球・バドミントン・テニスなど)
- ◆修学旅行(沖縄・広島・京都・奈良など)
- ◆調理実習・ボランティア活動
- ◆教育相談(平日15:00から・土曜日9:00から)
- ◆保護者会(毎月第4金曜日19:30から)